

令和 2 年 7 月 13 日現在

機関番号：32634

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2019

課題番号：25750012

研究課題名(和文)介護者がワーク・ライフ・バランスを実現するための就労・生活支援に関する研究

研究課題名(英文)study on working and life support for caregivers to achieve work-life-balance

研究代表者

鈴木 奈穂美 (SUZUKI, NAOMI)

専修大学・経済学部・教授

研究者番号：10386302

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、(1)「介護者」の定義の検討、(2)統計や既存調査からみた介護者の就労・生活実態把握、(3)全国紙を用いた「介護者」記事の動向分析、(4)介護保険制度改革の制度的理念と介護者支援の位置づけ、(5)介護者の就労・生活支援政策分析、(6)介護者の仕事と介護の両立とソーシャル・キャピタルの現状分析という6つの研究フレームを通じて、介護者のワーク・ライフ・バランスを目指した就労・生活支援施策のあり様を検証した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

6つの研究フレームに基づいた分析により、(1)福祉の含み資産とみなされていた介護者の社会的貢献を可視化のため調査研究の実施、(2)介護者が、就労機会、余暇・休養確保など多くの人が享受している権利を保障するための法律策定、(3)介護者が社会生活への参加と社会保障の受給権の確保につながる政府や勤め先による各種支援施策の策定・実施、(4)早期に介護負担を軽減するための介護者支援施策へのアクセス手段の確保、(5)介護者の自助・互助の力を育むための公的支援など、介護者の過度な負担を軽減し、ひとりの人間として社会生活を営めるワーク・ライフ・バランス実現のための政策の必要性をまとめることができた。

研究成果の概要(英文)：Using the following six research frames, this study verified the work and life support measures that maintain the work life balance of caregivers. Consequently, I could compile five main recommendations to reduce the excessive burden on caregivers and to help them achieve work life balance and, thereby, have a social life: (1) Conducting research to visualize the social contribution of caregivers, who were considered the “hidden asset of welfare”; (2) formulating a law for caregivers to ensure the rights enjoyed by many people, such as those pertaining to employment opportunities and leisure and rest; (3) formulation and implementation of various support measures by the government and employers to help caregivers enjoy social life and secure the right to receive social security; (4) securing access to caregiver support measures to realize early reduction of their care burden; and (5) mobilizing public support to foster self-help and mutual help among caregivers.

研究分野：生活経済論、生活福祉論

キーワード：介護者支援 仕事と介護の両立 介護保険制度 介護休業制度 アウトリーチサービス

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) インフォーマル介護者もケアの必要な人の生活の質を支える重要な存在

高齢化の進展と要介護者数の増加、精神疾患の患者数や難病患者数の増加など、ケアを必要とする在宅生活者が増加して中、彼ら・彼女らに対する地域福祉・地域医療政策を拡充しているとともに、家族や地域を中心としたインフォーマルな介護者の存在は、ケアを必要とする者の生活の質に大きな影響を与える。

(2) 整備されつつある日本の介護者支援

日本では、家族介護を「福祉の含み資産」とみなした日本型福祉社会論批判などで、介護の社会化が唱えられてきた。そのため、家族などのインフォーマルな介護者へ支援を拡大していくことに否定的な者もいる。しかし、介護者や被介護者が家族介護を求める場合や、介護保険制度改革の下、軽度者の介護サービス利用がしにくくなったり、特別養護老人ホームへの入所待ちが生じている場合などをふまえ、「介護を担う家族にも自分の人生を営み続ける権利」擁護を盛り込んだ支援策の充実が求められる(三富道子、認知症介護技術論と介護者に関する日英比較、静岡県立大学短期大学部研究紀要、第24号、2011年)。これは、欧州各国の介護者支援施策には含まれている要素である。これまで日本ではこの視点が欠けていたため、介護者支援施策は未整備状態にあった。しかし、近年、介護者支援施策の必要性を認識し、その整備が少しずつ進められているところである。

(3) 介護者支援策の1つである仕事と介護の両立施策の必要性拡大

「介護を担う家族にも自分の人生を営み続ける権利」を保障するには、介護者に対するワーク・ライフ・バランス(以下、WLBという)の視点が欠かせない。2007年に策定されたWLB憲章には、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階にに応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」の実現を掲げている。そのためには、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会に向けた取り組みがなされなければならないが、多くの介護者は、WLB実現に困難を抱えており、介護者を対象とした支援策の整備が求められる。このような現状を反映して、これまでWLB研究というと子育て世代のワーク・ファミリー・バランス論が中心であったが、近年、仕事と介護の両立に関する研究が増加しているところである(三富紀敬『欧米の介護保障と介護者支援 - 家族政策と社会的包摂、福祉国家類型論』ミネルヴァ書房、2010年など)。

2. 研究の目的

インフォーマルなケアの担い手である介護者の就労・生活実態を把握し、介護者のWLBを可能にする支援のあり様を検証するため、本研究では、以下の6点の研究フレームワークに基づき、分析・考察することを目的とした。(1)「介護者」の定義の検討：本研究を進めるにあたり、研究対象となる「介護者」の定義を明確にした。(2)統計や既存調査からみた介護者の就労・生活実態分析：研究の論点を精緻化と、(6)で示すアンケート調査票作成の事前準備のため、日本の介護者の実態を概観することとした。具体的には、政府統計や各種先行調査の結果を用いて、インフォーマルケアに従事している家族介護者の実態を整理した。(3)全国紙を用いた「介護者」記事の動向分析：2005～2013年の朝日新聞と日本経済新聞に掲載された介護者に関する新聞記事をもとに、介護者の抱えている課題や全国の介護者支援の実態について、定性的な分析をおこなった。(4)介護保険制度改革の制度的理念と介護者支援の関係性：介護保険制度改革では、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年をめどに地域包括ケアシステムの構築をめざしている。この地域包括ケアシステムの構築に対し、政府の審議会などでは、「自助」「互

助」「共助」「公助」の組合せによる取り組みが重要であるとしている。そこで、この4つの「助」の概念的整理を行い、介護者支援施策が今後の福祉社会のなかで位置づけを検証する基礎的な分析を行った。(5) 介護者の就労・生活支援政策分析：本研究では、介護者支援に関する政府が実施している施策のうち、介護離職ゼロ政策に注目し、介護休業制度の改正内容を分析していく。また、日本国内の自治体や民間組織による取り組みについても整理した。さらに、先進的な取り組みを実施しているオーストラリアの介護者支援施策などについて検証し、日本の介護者支援施策への示唆を得ることをめざした。(6) 介護者の仕事と介護の両立とソーシャル・キャピタルの現状分析：仕事と介護の両立に関する先行研究で示されている研究成果を検証するため、介護者を対象としたアンケート調査を実施した。また、先行研究から、介護者のソーシャル・キャピタルに関する研究は未発達の部分があった。介護者が介護者支援を行っている組織や制度へアクセスする際、ソーシャル・キャピタルが何らかの影響を及ぼすのではないかという仮説の下、介護者のソーシャル・キャピタルに関する質問項目も加えて、調査を実施した。

3. 研究の方法

(1) 「介護者」の定義の検討は、先行研究を用いて、(2) 全国紙を用いた「介護者」の動向分析は、2005～2013年に刊行された朝日新聞・日経新聞を用いて分析をおこなった。また、(3) 統計や既存調査からみた介護者の就労・生活実態分析は、政府統計や政府の委託調査を用いて分析し、(4) 介護保険制度改革の理念と介護者支援は、日本政府の社会保障制度改革の理念にもなっている「自助」「互助」「共助」「公助」の関係性について、制度改革の議論を行う審議会や先行研究を用いた分析を行った。そして、(5) 介護者の就労・生活支援政策分析では、日本の介護休業制度に関する施策の歴史を紐解きながら、2016年の改正育児介護休業法の課題を抽出していくことに加え、日本国内の自治体や民間組織での取り組み、オーストラリア政府の介護者支援施策について検証を行う。(6) 介護者の仕事と介護の両立とソーシャル・キャピタルの現状把握のため、調査会社の介護者パネルを使用し、Web上でアンケート調査を実施した。

4. 研究成果

(1) 「介護者」の定義の検討：先行研究のレビューや介護者支援に取り組んでいる民間団体の支援対象範囲等から、インフォーマルケアに従事している「介護者」の定義を検証した。日本では、「介護」という老人介護とみなすことが多いが、欧米各国では、障害者・障害児や難病疾患など被介護者の年齢や疾病箇所などに関係なく、インフォーマルなケアを提供する者を「介護者」として捉えており、それが包括的な介護者支援施策の整備につながっていた。このことを踏まえ、本研究では、「介護者」を、高齢者に限定せず、ケアを必要とする者に対し、家族や親族をはじめとするインフォーマルな領域でケアを提供する者とした。しかし、この定義で、日本の介護者について実態把握をしようとする、統計などの制約で困難な場合がある。また、被介護者の多くは高齢者というも事実である。このことから、以下行っていく研究フレームでは、日本の実態に合わせて、高齢者に限定した介護者支援について調査分析をしていくこともある。

(2) 全国紙を用いた「介護者」記事の動向分析：2005～2013年の朝日新聞と日本経済新聞に掲載された介護者に関する新聞記事を分析した。新聞記事分析では、介護者の実態に加え、介護者支援の実態についても把握した。年を追うごとに、家族会や介護者支援組織が主催する介護者を対象とした講演会・研修会が全国各地で開催されていた。この背景には、高齢者虐待防止法制定、地域包括ケアの推進などがあると考えられる。介護者が介護を理由に社会から孤立せずに社会生活が営めるような環境整備の必要性が、草の根的な市民運動から提起されていたことなど、介護者をめぐる実態について傾向を捉えることができた。

(3) 統計や既存調査からみた介護者の就労・生活実態分析：世界的に高齢者人口が増えているなか、各国の行政機関や政治家のみならず、人びとが「介護」に対して関心を寄せている。日本では、高齢化率の上昇と平均寿命の伸長、介護期間の長期化、家庭内の介護機能の低下などを背景に、介護に関するサービスが家庭外から提供されることが増えてきた。しかし、家族をはじめとするインフォーマル介護者の負担が大幅に軽減されたわけではなく、彼ら・彼女らを支える公的支援の必要性が問われている。また、第二次安倍政権は「介護離職ゼロ」を政策目標に掲げ、仕事と介護の両立を実現する政策の充実を図ろうとしているところでもあった。このような状況をふまえ、家族介護者の実情について、『国民生活基礎調査』、『就業構造基本調査』、『雇用均等基本調査』、厚生労働省の委託調査などを用いて分析を行い、日本の介護者が置かれている実態を把握した。

(4) 介護保険制度改革の理念と介護者支援：日本の社会保障制度改革の基本理念となり、介護保険制度改革にも影響を及ぼした4つの「助」(「自助」「互助」「共助」「公助」)の関係性を再考し、「自立」概念について批判的検討をおこなった。「自助」「互助」「共助」「公助」は補完性の原理に基づき定式化されたものである。介護保険制度改革のなかで登場してきた「地域包括ケアシステム」は、2025年の完成を目指し、国・自治体ともにそのシステム構築に向けた施策を実施している。先行研究においてこれらの概念がどのように位置づけられていたかを検証した。その上で、「自助」「互助」「共助」「公助」の特徴を整理した。一般に、介護者の行っているケアは「自助」もしくは「互助」、彼ら・彼女らを支える支援組織は「互助」と位置付けられている。しかし、介護者が社会保障制度を補完している点、被介護者だけでなく介護者を含めて家族全体を支援する地域包括ケアシステムの構築がめざされている点、介護者を支援する組織がロビー活動を通じて介護者支援制度の創設に尽力している点、既存の組織(地域包括支援センターなど)が介護者支援サービスに乗り出している点など、「公助」の対象として介護者支援に取り組む動きも出てきている。このような動きを踏まえて、社会保障改革の理念を改めて整理することも必要であろう。

(5) 介護者の就労・生活支援政策分析：ここでは、まず、一億総活躍社会に向け、第二次安倍政権によって行われている「介護離職ゼロ」の政策フレームと、厚生労働省が提示する介護離職防止のための両立支援モデルについて、確認を行った。次に、育児介護休業法の改正の歴史と介護離職防止のための2016年改正法について分析した。さらに、国内の自治体や民間組織が行っている介護者支援施策の事例分析や、海外の介護者支援政策の分析をおこなった。

育児介護休業法改正のあゆみと2016年改正法の課題

2016年の改正育児介護休業法成立により、介護休業制度の分割取得、介護休暇の取得単位の柔軟化、選択的措置義務の利用要件緩和、所定外労働の免除の新設等が、翌年1月に施行されることとなった。このことで、要介護者の段階的な変化や介護者の細かなニーズに対応できるようになり、切れ目のない仕事と介護の両立支援の実現に一步前進した。しかし、要介護の原因疾患の状況、介護により就労継続が困難な理由、労使協定での定められた介護休業取得の上限期間の実態などを加味すると、その延長の議論が期待される。加えて、介護中の労働者に対する経済的な支援制度として、介護休業給付、社会保険料の納付免除の状況についても現状分析を行った。

日本の地域レベルの介護者支援の実態

介護者支援施策は全国各地で、患者と家族の会や中間支援組織がおこなう草の根的な活動、地域包括支援センターによる取り組みが拡大している中、岩手県花巻市で行われている「花巻市在宅介護者等訪問相談事業」は、国内で数少ないアウトリーチを用いた自治体独自の介護者支援施策である。この施策分析のため、まずアウトリーチ・サービスの理論的枠組みを検討した。介護

者へのアウトリーチ・サービスを分析するための理論的枠組みだが、アウトリーチ・サービスの構造把握と、アウトリーチ・サービスが機能するための条件の2つに分けて捉えることとした。前者について、多くの先行研究では、アウトリーチの定義は定式化されていないことが示されていたが、これまでの研究蓄積から、アウトリーチ・サービス・モデルに共通する要素を得ることができた。つまり、アウトリーチ・サービスには、ハイリスク・アプローチとポピュレーション・アプローチの2つがあること、対象者、サービス提供者、役割・機能、目的の4つの要素をふまえてアウトリーチの構造を捉える必要があることがわかった。花巻市の事業を分析すると、ハイリスク・アプローチによるアウトリーチに位置付けられるものの、地域包括支援センターなどが実施している介護者支援講座などのチラシを配布するなど、ポピュレーション・アプローチとの連動も図っていた。また、相談員が介護者宅へ訪問した際の状況を共有するカンファレンスを実施するなど、アウトリーチを継続するためのスタッフ支援が行われており、介護者へのアウトリーチ・サービスを効果的に実施できるような条件整備の構築もみられた。

オーストラリアの介護者支援施策

いわゆる中負担・中福祉の国であるオーストラリアでは、高齢者や障がい者、長期療養を必要とする人に対するケアをすべて公費で賄うことは困難であった。そのため、インフォーマルセクターによるサービス供給を可視化し、その貢献を社会的に認識する動きが早くからみられた。結果として、1990年代の介護者支援政策の整備につながったといえる。1990年代以降の介護者支援施策について分析したところ、以下3点の知見を得ることができた。第一は、介護者の権利についてである。オーストラリアの介護者貢献認識法では、介護者のあるべき姿とその権利、つまり、介護者が日頃行っているケアは意義あることで、社会的にも貢献していることを認め、介護者でない人と同じ権利、選択肢、機会を保障する必要性を明らかにしている。実際、介護者に対する豪州政府の立場は、法律策定前の1997年から一貫していたものの、介護者貢献認識法が制定されたことは、各種の政策メニューを包括的に位置付ける基盤を形成することができ、権利保障の観点から介護者支援施策がおこなわれていた。第二は、個別の状況に応じた介護者支援施策の実現をめざしている点である。介護者の置かれている状況やニーズにきめ細かく対応しようとしている。その姿勢が表れている施策の1つが、レスパイト・ケアであった。第三は介護者支援の予防的モデルについてである。介護者支援施策に本格的に取り組んで20年が経過するオーストラリアでも、多くの介護者は、危機に瀕している場合や緊急事態が発生した場合にのみ支援サービスを使用するにとどまっているという。そこで、介護者貢献認識法の制定以後、「予防的モデル」確立のため、より多くの介護者に対しより早い段階で介護者支援サービスの利用を促すことに力点を置いた施策の充実を図ってきた。

(6) 介護者の仕事と介護の両立とソーシャル・キャピタルの現状分析

就労介護者の就労と生活の支援施策を検討することを目的に、就労介護者のソーシャル・キャピタルや仕事と介護の両立の実態や意識を把握するアンケート調査を実施した。調査実施期間は、2020年2月21日(金)～2020年2月28日(金)の8日間であった。調査方法は、インターネットでのモニター調査である。モニターは、株式会社クロスマーケティング社が保有している「介護パネル」のなかから抽出し、実査は、同社を通じて実施した。調査対象者は、15～70歳の就労中の介護者(以下、就労介護者という)もしくは就労中の介護経験者(就労介護経験者)400名である。ここでいう「就労中の介護経験者」とは、2019年8月まで介護者をしてきた方であり、調査実施時には介護が終了していた方である。調査分析は現在進行中である。考察結果は今後、論文として投稿する予定であるため、本報告書ではここまでの記述に留めることとする。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 鈴木奈穂美	4. 巻 53
2. 論文標題 自立支援施策におけるアウトリーチ・サービス・モデルの理論的枠組み	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 専修大学社会科学研究所年報	6. 最初と最後の頁 71-97
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木奈穂美	4. 巻 52
2. 論文標題 オーストラリアのインフォーマル介護者の権利と支援施策の実態	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 専修大学社会科学年報	6. 最初と最後の頁 59-94
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Suzuki Naomi	4. 巻 3
2. 論文標題 History and Forthcoming Challenges of Family Care Leave Related Systems in Japan	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 The Senshu social well-being review	6. 最初と最後の頁 147 - 181
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木奈穂美	4. 巻 18-11
2. 論文標題 ワーキング・ケアラー視点でみた改正育児介護休業法の課題	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 地域ケアリング	6. 最初と最後の頁 88-91
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 鈴木奈穂美	4. 巻 18-12
2. 論文標題 ワーキングケアラーに対する経済的支援制度の実態	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 地域ケアリング	6. 最初と最後の頁 69-70
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 2件)

1. 発表者名 Suzuki, Naomi
2. 発表標題 Subjective Happiness and Life Satisfaction among Japanese Family Caregivers
3. 学会等名 the19th ARAHE (Asian Regional Association for Home Economics) Biennial International Congress (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Akemi MATSUZAWA, Eiko HORIKOSHI, Mai YAMAGUCHI, Naomi SUZUKI
2. 発表標題 Home Visiting Services and Outcomes for Informal Home Carers in Japan
3. 学会等名 7th Carers Conference (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 鈴木 奈穂美
2. 発表標題 介護者の幸福度研究は介護者支援施策につながるのか
3. 学会等名 経済統計学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 松澤 明美, 堀越 栄子, 山口 麻衣, 鈴木 奈穂美
2. 発表標題 在宅介護者へのアウトリーチ型支援による家族介護者への効果
3. 学会等名 日本公衆衛生学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 鈴木奈穂美
2. 発表標題 健全な社会生活を営むためのケアラー支援を考える
3. 学会等名 日本家政学会第65回大会
4. 発表年 2013年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 中野英夫、鈴木奈穂美、高橋祐吉、田中隆之、櫻井宏二郎、西岡幸一	4. 発行年 2017年
2. 出版社 専修大学出版局	5. 総ページ数 249
3. 書名 アベノミクスと日本経済のゆくえ	

1. 著者名 吉田あけみ、川北稔、藤原直子、小倉祥子、杉浦ミドリ、中尾友紀、東珠実、安藤究、鈴木奈穂美、影山穂波	4. 発行年 2014年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 242
3. 書名 ライフスタイルからみたキャリア・デザイン	

1. 著者名 宮崎晃臣、兵頭淳史、高橋祐吉、町田俊彦、鈴木奈穂美、福島利夫	4. 発行年 2014年
2. 出版社 専修大学出版局	5. 総ページ数 272
3. 書名 ワークフェアの日本的展開－雇用の不安定化と就労・自立支援の課題	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----